



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業「実演芸術連携交流事業」

国内専門家フェローシップ制度

2019年度研修者＜二次募集＞

募集案内

【募集期間】2019年4月26日（金）～2019年6月12日（水）
※必着

2019年4月
文化庁
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

I 本事業に関するお問い合わせ

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 [芸団協] 実演芸術振興部
〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2階
Tel: 03-5909-3060 (平日10時～18時) Fax: 03-5909-3061
Eメール: renkei@geidankyo.or.jp

※ 申請様式は「実演芸術連携交流事業」ウェブサイトからダウンロードできます。
www.geidankyo.or.jp/renkeikoryu/

II 募集について

1. 目的

多様、多彩な実演芸術を創造し、より多くの人々が享受できる環境を整備するとともに、国際的な発信、交流を推進するためには、芸術団体、劇場、音楽堂等、ならびにその担い手が連携し、プロデューサー、アートマネジメント人材、舞台スタッフ、実演家等、実演芸術に携わる専門人材を育成することが必要不可欠です。

国内専門家フェローシップ制度は、実演芸術に携わる実務者を対象に、新たな学びの場となる多様な実務研修と、地域や職域・ジャンルを超えた幅広い人的交流の機会を設けることで、実演芸術の創造、継承、発展に資する能力の向上と、国内専門家同士のネットワーク構築を目的とした国内研修制度です。のちに後進の指導も担う中核的存在となる専門人材を全国に創出することを目指し、こうした研鑽の機会を提供します。

2. 対象となる者

音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の実演芸術分野において、プロデューサー、アートマネジメント人材、舞台技術者等として活動する者で、次の条件を満たす者とします。

- (1) 日本国籍又は日本の永住資格を有すること
- (2) 2019年4月1日時点で満20歳以上であること
- (3) 専門とする分野・ジャンル等において芸術活動の実績があること
- (4) 研修修了後も実演芸術活動に継続して従事し、後進の育成にも貢献し得る者

3. 研修先

下記のような研修先を想定しています。選考を経て内定した後に、研修者の希望、研修目的及び将来計画に沿って、研修先や研修期間等について事務局によるマッチングを行います。ただし、希望期間や事業スケジュールの条件が合わない等の理由により、申請時の希望通りにはならない場合があります。

- (1) 国内の劇場、音楽堂等の文化施設

年間を通して継続的に多様な事業を主体的に行う機能と実績を持つ劇場、音楽堂等。

- (2) 国内の実演芸術団体等

演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能等、年間を通して継続的かつ主体的に実演芸術を中心とした文化芸術活動を行う機能と実績を持つ実演芸術団体等。設立目的、趣旨、事業内容により、多様な団体があります。

協会組織…実演家、制作者、技術者等の個人又は団体を会員とし、文化振興を目的として公益的な事業を行う組織。

芸術団体…公演、体験、フェスティバル等の実演芸術の創造、制作等を主たる目的とする劇団、音楽集団等。または、企画、制作、実演家マネジメント等を主たる目的とする制作団体等。

*参考：これまでの研修受け入れ先

北九州芸術劇場、兵庫県立芸術文化センター、ロームシアター京都、びわ湖ホール、世田谷パブリックシアター、いわみ芸術劇場、ミューザ川崎シンフォニーホール、可児市文化創造センター、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）、東京芸術劇場、KAAT 神奈川芸術劇場、彩の国さいたま芸術劇場

NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク、劇団うりんこ、東京交響楽団、公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）、NPO 法人 BEPPU PROJECT、株式会社アートステージライティンググループ、公益財団法人神奈川芸術文化財団、公益財団法人かすがい市民文化財団

4. 研修期間

2019年9月頃～2020年2月頃

※ 原則として、上記期間内に研修を開始、終了することとします（1ヶ月以上の研修を推奨）。ただし、選考を経て内定した後に研修先および研修期間等のマッチングとなるため、申請時および内定時に研修実施を確約するものではありません。

5. 給付内容

本制度では、研修者、派遣元それぞれへ次の給付を行います。

【研修者（本人）】

- (1) 移動交通費 研修開始時、研修終了時の航空賃・有料特急運賃等の実費

※研修先が遠隔地の場合のみ

- (2) 研修日当 研修開始日から終了日まで、一日当たり5,000円

※団体（派遣元）からの申請の場合も、研修日当は研修者本人への給付とします。

【派遣元（研修者の所属団体）】※団体からの申請の場合のみ

研修者が法人格を有する団体に恒常に雇用され賃金が支払われている者（雇用が証明できること）で、所属団体から職員の派遣を申請する場合には、派遣元（所属団体）に次の費用を給付します。

- （1）研修協力金 研修期間中一日当たり 7,840円（ただし、月20日分を上限とする）

6. 募集期間

2019年4月26日（金）から2019年6月12日（水）
※必着

7. 募集人数

4名程度

※募集人数は目安です。選考の際に、研修希望期間等から経費予定額を算出し、事業総予算を勘案した上で内定者を選考します。

8. 提出書類

（1）申請様式

- ① 様式1 2019年度<二次募集>国内専門家フェローシップ制度 申込書
※様式1は「個人からの申込み」、「派遣元からの申込み」のいずれかを提出してください
- ② 様式2 経歴書
- ③ 様式3 研修計画書
- ④ 様式4 推薦書

*申請様式は、本事業ウェブサイトからダウンロードしてください。www.geidankyo.or.jp/renkeikoryu/

*申請様式はすべてA4、片面印刷とし、ホチキス止めはしないでください。

（2）添付書類

- ① 住民票（発行日が3ヶ月以内のもの）
- ② 写真（3×4センチ、バストアップ写真、3ヶ月以内に撮影のもの）
※裏面に氏名を記入した上で、様式1に添付した状態での提出で結構です。
- ③ 研修希望者が法人に雇用されていることを証明する書類（雇用契約書の写し、雇用証明 等）
※添付書類③は「団体からの申込み」の場合のみ必要

9. 申請書類の提出先

申請様式、添付書類をそろえて、期日までに下記提出先まで、郵送、持ち込みのいずれかの方法で提出してください。

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2F
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

- ※ 封筒に、「国内専門家フェローシップ申請書」と明記してください。
- ※ 郵送の場合は、宅配便や特定記録郵便等の配達の記録が残る方法で送付してください。
- ※ 持ち込みの場合は、上記事務所にて、平日10時～18時に限り受け付けします。時間外の提出や、芸団協職員が直接受け取りをしなかった場合の申請書類の紛失等の事故については、責任を負いませんのでご注意ください。

10. 選考日程

一次選考は書類審査、二次選考は面接とし、選考結果はそれぞれ対象者全員に通知します。

一次選考（書類審査） 2019年6月中旬

二次選考（面接） 2019年7月1日～5日頃 ※会場は東京都内を予定

研修者内定 2019年7月中旬

※ 上記日程は予定です。応募件数や選考の状況により、日程が前後する場合があります。

※ 二次選考の日程については、一次選考を通過した方にのみ、指定の日時・会場等をお知らせします。原則として、個別に希望日時はお伺いしませんのでご了承ください。

III 留意事項

1. 研修計画について

研修計画書（様式3）は、応募目的、具体的に学びたい実務内容、希望する研修先、研修後の将来計画を盛り込んで作成してください。

具体的な研修希望先が未定の場合は、内定後に事務局によるマッチングで、相談しながら候補先を選定することも可能です。ただし、申請書の段階で、希望する地域、ジャンル、文化施設または芸術団体のいずれかなどを、現状の課題や研修目的とあわせて、できるだけ詳しく記入してください。また、希望する研修期間は、選考及びマッチングにも大きく影響するため、できるだけ現実的な希望期間を記入してください。

ただし、研修先や研修期間は、受け入れ側の都合等により、申請時の希望通りにならない場合がありますことをあらかじめご了承ください。

2. 推薦人について

推薦書（様式4）の推薦人は、実演芸術に関わる専門家及び有識者等を想定しています。なお、複数人からの推薦書があることで、選考の際に有利になることはありません。

3. 研修報告等について

選考、マッチングを経て、フェローシップ対象者に決定した方には、研修期間中は毎月の月次報告書の提出、研修終了後は約1ヶ月以内に修了報告書を提出することが義務づけられます。報告内容は、人材育成の事例として、抜粋して公開させていただく場合がありますことをあらかじめご了承ください。

4. 給付金について

フェローシップ対象者への研修日当は、月次報告書の提出後、月ごとに本人に対して給付します。研修開始前の前払いや一括払いはありません。なお、派遣元への研修協力金は、すべての研修が修了したことが確認できた後の一括払いとなります。

また、研修先に決定した団体に対しては、研修指導料として、研修期間中一日あたり5,000円（月20日分を上限とする）が、すべての研修が修了したことが確認できた後に給付されます。

5. フェローシップ対象者の公表について

対象者に決定された方については、氏名、所属団体、専門職域、研修先、研修期間について、文化庁及び本事業ウェブサイト等を通じて公表いたします。あらかじめご了承ください。

6. 研修に当たっての注意

以下については、フェローシップ対象者及び派遣元団体の責任において行うこととします。

- ・研修期間中のフェローシップ対象者自身の病気、怪我、事故等に関する保険
- ・研修期間中の居住先の選定、居住手続き、引越し等
- ・研修期間中のフェローシップ対象者自身の日常生活の管理

7. 個人情報の取扱い

申請書に記載された個人情報は、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会の管理規定に則り、適正に管理します。ただし、審査等の本事業に関わる業務のために、外部有識者や文化庁へ提供する場合があります。